

定住促進新築住宅建設補助金

六戸町では、良質な住宅取得を促進するため、六戸町内に定住を目的として新築住宅の建設を行う者に対し、住宅建設費の一部を予算の範囲内で補助します。

六戸町で住宅を新築・購入する方に

最大 **50万円** 補助！

さらに

40歳未満の**若者夫婦**には **10万円** 加算！

申請期間：完成引渡日から**3か月**以内
期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日までの**1年間**



いずれにも
該当

交付対象者

- 新築住宅に**住民登録**していること
- 3年以上**継続して定住する意思があること
- 世帯全員に町税・その他の納付金に**滞納がない**こと
- 町内会に加入**していること（未組織区域は除きます。）



いずれにも
該当

交付対象の
新築住宅

- 建物表題登記を申請者の名前で行うこと
- 専用住宅または併用住宅
- 玄関、居室、便所、風呂および台所を備え床面積が50㎡以上
(併用住宅の場合は、店舗の床面積を除いた住宅部分の床面積が50㎡を超えること)
- 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく日本住宅性能表示基準で定める **断熱等性能等級4** 又は **一次エネルギー消費量等級4** 以上の性能を有する住宅であること

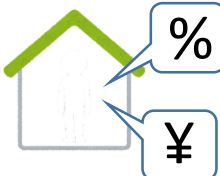
※注 省エネ性能を証する書類として、第三者機関による証明書の必要はありません。但し、計算ソフトを用いて算出した資料（外皮計算など）を添付してください。

※注 モデルハウスについては、**完了検査の日**から起算して一年を経過したものは除きます。

- 住宅建設費の **3%以内**（限度額は**50万円**）
住宅建設費とは**建物の本体工事費**又は**取得費**をいいます。ただし、土地購入費、外構工事等の付帯工事費、住宅展示場等による値引き及び浄化槽設置費を除きます。
- 若者夫婦の場合（**いずれも40歳未満**）は10万円を加算

* 申請の日において婚姻の届出をしていること

- 補助金の交付は、交付対象者につき1回限り



補助金の額

- 定住促進新築住宅建設補助金交付申請書（様式第1号）
- 世帯全員の住民票
- 町税の未納が無いことの証明書（**世帯全員分**）
（町外転入者で固定資産税の課税が無い場合は不要）
- 位置図・平面図(建築確認)の写し、**検査済証の写し**(完了検査)及び**省エネ性能書類**の写し
- 住宅の建設取得を証する書類
建築工事請負契約書又は売買契約書の写し、**内訳書(見積書)**の写し、**完成引渡書**の写し等
- 定住確約書（様式第2号）
- 町内会加入証明書（様式第3号）
- 国の助成申請に関する申告書（様式第4号）
- その他町長が必要と認める書類



記入例や添付書類について詳しくはこちらからご確認ください。



申請後の手続きの流れ

